

第3回定例会

令和4年6月21日開会

令和4年6月21日閉会

小清水町議会会議録

小清水町議会

令和4年第3回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和4年6月21日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 発議第 3号 小清水町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 発議第 4号 議員研修会に係る議員の派遣について
- 第 6 意見案第 1号 地方財政の充実・強化に関する意見書(案)の提出について
- 第 7 意見案第 2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書(案)の提出について
- 第 8 意見案第 3号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)の提出について
- 第 9 意見案第 4号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)の提出について
- 第10 意見案第 5号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民の理解醸成を図る意見書(案)の提出について
- 第11 一 般 質 問
- 第12 報告第 2号 令和3年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第13 報告第 3号 令和3年度小清水町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第14 報告第 4号 令和3年度小清水町一般会計継続費繰越計算書について
- 第15 承認第 2号 専決処分した事件の承認について(町税条例等の一部を改正する条例制定)
- 第16 承認第 3号 専決処分した事件の承認について(令和3年度小清水町一般会計補正予算(第10号))
- 第17 議案第32号 小清水町の休日に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第33号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第34号 小清水町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第35号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第21 議案第36号 小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第22 議案第37号 小清水町アグリハートセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第23 議案第38号 令和4年度小清水町一般会計補正予算(第1号)について
- 第24 議案第39号 令和4年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第25 議案第40号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第26 議案第41号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第27 議案第42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第28 議案第43号 ネットワーク環境整備備品購入事業に係る契約の締結について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
5番	高橋隆文君	6番	工藤孝一君
7番	佐藤智君	8番	更科浩司君
9番	木戸寛治君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
企画財政課長	石丸寛之君
町民生活課長	牧野尚樹君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	畔木雅之君
建設課長	西川豊人君
保育所長	佐藤大吉君
生涯学習課長	組野麻記君
選挙管理委員会事務局長	細川正彦君
農業委員会事務局長	畔木雅之君
監査委員事務局長	村上信二君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	村上信二君
書記	谷綾乃君

◎開会の宣告

- 議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和4年第3回町議会定例会を開会いたします。
（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

- 議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、
5番 高橋隆文議員 6番 工藤孝一議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
森浩議会運営委員長。4番。
○議会運営委員長（森浩君）はい、4番。それでは、議会運営委員会の審査報告をいたします。
令和4年第3回町議会定例会を開催するに当たり、去る5月27日、6月17日及び本日、議会運営委員会を開催し、本日開会する定例会の会期運営等について協議をいたしました。
本定例会に付議されました提出議案等については、配付されております日程表のとおりであります。また、一般質問については4名の方、7件の通告があります。
以上、提出議案等の内容を慎重に審査し、判断いたしまして、本定例会の会期は、本日1日が妥当であると判断いたしました。
以上、議会運営委員会の報告といたします。
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。これに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）
○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を村上事務局長から報告させます。
○事務局長（村上信二君）諸般の報告をいたします。
本日の会議出席議員数は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
3月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。
監査委員から、例月出納検査報告書を受領したもので、その写しを配付しております。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

- 議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。
併せて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。
久保町長。
○町長（久保弘志君）おはようございます。
定例町議会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。
強風により砂塵が舞った暖かな春先も一雨により一転し、肌寒い日々が続いておりましたが、

ここにきて野山の木々も色濃く装い、新緑の映える初夏の訪れを感じられるようになり、農作物が大きく成長する季節を迎えてまいりました。

一昨日は、3年ぶりにオホーツク sea to summit が開催され、道内外から参加された多くの皆さんは、屋外での感染対策ガイドラインを守りながら、新緑映える大自然の中で環境イベントを大いに楽しんでくださいました。少しずつ日常が戻り、これから足を運んでくださる皆さんにも、この小清水町の魅力を感じていただきたいと思いますところでもあります。

そうした本日、令和4年第3回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かと御多用の中、全員の御応召を賜り、ここに開会できますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会に提案させていただきます案件でございますが、初めに3件の報告案件は、令和3年度補正予算に計上しました一般会計7事業の繰越明許費と新型コロナウイルス集団感染の影響により事業完了が困難となった事故繰越し事業、防災拠点型複合庁舎建設事業の継続費につきまして、それぞれ繰越計算書を調製しましたので、4年度への繰越し状況を報告するものでございます。

承認案件につきましては、令和4年度税制改正における4月1日施行に係る町税条例の一部改正と除雪費用の大幅な増加に対応した令和3年度一般会計補正予算を専決処分しましたので、御承認をお願いするものでございます。

次に、議案になりますが、年末年始の休日を見直す小清水町休日に関する条例等の一部改正など条例改正6件、補正予算は、令和4年度一般会計及び国民健康保険特別会計補正予算2件。そのほか、北海道市町村総合事務組合など加入組合の規約の変更3件に、ネットワーク環境整備に係る備品購入と契約の締結1件でございます。

以上、17件の案件につきまして、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願いを申し上げます、定例町議会開会に当たっての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

なお、私の補足説明はごく簡単に行いますので、御了承願います。

別途お配りしております行政報告書2ページ、左側上段、新型コロナウイルスワクチンの接種事業でございます。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、引き続き小清水赤十字病院の全面的な御協力をいただき、現在、4回目の接種に向けて準備を進めているところであります。

本年3月と4月に実施いたしました3回目接種に係る集団接種の実績を記載しておりますが、5月末日現在では、12歳以上の対象者全体で3,221人、率にいたしまして73%の方が接種を終えられております。このうち65歳以上の方が1,589人、率にいたしまして91.1%となっております。

また、新たに接種の対象となりました5歳から11歳の児童につきましては、小清水赤十字病院の小児科において接種の機会を確保しており、5月末日までに32人、率にいたしまして12.4%のお子さんが2回目までの接種をされております。

今後におきましても、ワクチン接種を希望する町民の皆様が接種を受けられるよう、引き続き小清水赤十字病院の御協力をいただき、接種の機会を確保してまいります。

次に、4ページの右側下段、農作物作況調査であります。別紙農作物生育状況調査報告書をお配りしておりますので、御覧ください。

まず、総体的な状況でございますが、本年は春の融雪が早く進んだことに加え、4月後半の高温により、まき付けは例年より早く進んでおりましたが、ゴールデンウィーク以降の強風の影響により、多くの圃場で補植やまき付けをし直す圃場が発生しておりました。

このような中、網走農業改良普及センター清里支所より、6月1日現在における農作物生育状況調査報告書が公表されましたので、その内容について補足説明をいたします。

資料の見方でございますが、表の左側が作物名、次に、生育概況欄が本年度の数値であります。町単独調査の実施により、さらに細分化した、上段を小清水町の数値、下段を支所管内の数

値としておりました、平年値につきましては支所の平年値でございます。

作物ごとの遅速日数で見ますと、5月の高温と播種時期が早まったことにより、秋まき小麦は5日、春まき小麦は4日、バレイショ、テンサイ、大豆、タマネギが3日、早い生育となっております。

昨年度干ばつにより、大きく影響を受けました牧草は、雨不足の影響がございましたが、5月末からの降雨により生育は順調に推移しております。

以上のような調結果から、全ての作物において、高温の影響を受け、平年より早い生育状況となっておりますが、農作物は今後の天候や適切な圃場管理によって収穫量が大きく左右されますことから、農業者の皆様をはじめ関係者一丸となって、生育状況に応じた適切な対応と一層の御努力により豊穰の出来秋を迎えたいと願っているところでございます。

以上で、行政報告を終わります。

◎発議第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、発議第3号、小清水町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者、森浩議員の説明を求めます。はい、4番、森浩議員。

○4番（森浩君）はい、4番。ただいま上程されました発議第3号、小清水町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

この改正は、小清水町課設置条例の一部改正に伴いまして、保健福祉課医療保険係で所管しておりました国民健康保険、後期高齢者医療保険等の業務が、町民生活課町民係の所管となりましたが、引き続き他の事業、保険等の業務と一体的に経済厚生委員会の所管することが望ましく、各常任委員会の所管につきましても変更と廃止となった課などの整理を図るため、所要の改正を行うものです。改正内容につきましては、第2条の（1）総務文教常任委員会の所管から町民生活課の町民係を除き、（2）経済厚生常任委員会に町民生活課町民係に関する事務を加え、また廃止されました子育て支援課、特別養護老人ホームを削除し、単独設置となりました保育所を追加するものです。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

発議第3号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、発議第3号、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時46分

再開 午前9時51分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に続き本会議を再開いたします。

◎発議第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、発議第4号、議員研修会に係る議員の派遣についてを議題といたします。

令和4年7月6日から7日まで、札幌市で開催される町村議会議員研修会に議員全員を派遣することといたしたいと思います。

お諮りいたします。

これに派遣する場合の議員の出張並びに細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◎意見案第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、意見案第1号、地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。

はい、5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）5番。ただいま上程されました意見案第1号について説明いたします。

この意見書（案）については、昨年も意見書として提出してございますので、内容をかいつまんで御説明申し上げますので、御了承いただきたいと思います。

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）でございます。

現在、地方公共団体には社会保障制度の整備、地域活性化対策、環境対策、行政のデジタル化推進など、多岐にわたる役割が求められている。しかし、現実には、地域公共サービスを担う人材は不足しており、新型コロナウイルス、大規模災害への対応も迫られている。

これらに対応するため、政府は、骨太方針2021において、一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、増大する行政需要に対応しているのか不安が残されている。そのため、2023年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を強く求める。

記。

1、社会保障の維持、脱炭素化対策、地域活性化の取組、デジタル化対策など、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。

2、新型コロナワクチン接種の体制確保、保健所体制強化、コロナ対応事業や地域経済の活性化を見据えた財源措置を図ること。

3、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、社会保障経費の拡大を図り、自治体の取組を支える財政措置を講じること。

4、2021年11月に閣議決定されたコロナ克服、新時代改革のための経済対策における職種の処遇改善事業について、2021年度補正予算で補助金が創設されたが、職場で改善が図られるよう、予算確保や制度改革を改善を行うこと。

5、デジタルガバメント化における自治体業務、標準化に向け、財政を継続して確保すること。また、デジタル化、定着化していく過渡期において、人材財源も含めた対応を行うこと。

6、まち・ひと・しごと創生事業として、恒久的な財源とすること、またその拡充を含めて検討すること。

7、会計年度任用職員制度の運用においては、処遇改善が求められることから、調査を行うな

どして財政需要を満たすこと。

8、特別交付税の配分に当たり、国の基準を超えている自治体に対し、特別交付税の減額措置を行わないこと。

9、森林環境譲与税については、需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう基準を満たすこと。

10、地方交付税を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

併せて、地方の安定的な財源確保に向けて、より抜本的な改善を行うこと。

今後、国の施策の一貫として、地方の財政運営の確立に取り組むこと。

11、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図り、段階補正の強化などを講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

御賛同いただき、関係機関に送付くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第1号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第1号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、意見案第2号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。

はい、5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）5番。ただいま上程されました意見案第2号について説明いたします。

この意見書（案）につきましても、昨年も意見書として提出してございますので、内容についてはかいつまんで御説明いたしますので、御了承いただきたいと思います。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）でございます。

義務教育費国庫負担制度は、教職員の給与の一部を国が負担する制度である。国の責任において、国の負担率を2分の1へと復元することが重要である。

また、きめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を改善することによる少人数学級の実現が不可欠である。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要がある。

教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう、強く要望する。

記。

1、義務教育費を無償とするよう求める。

義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元されるよう要請する。

2、30人以下学級の早期実現、教職員増の早期実現を図るよう要請する。

- 3、給食費、修学旅行費、教材費など、保護者負担の解消や拡充を行うよう要請する。
- 4、就学援助制度、奨学金制度の拡充を図るよう要請する。
- 5、高校授業料無償化制度への所得制限撤廃、朝鮮学校授業料無償化適用除外撤回を実現するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものがございます。

御審議いただき、御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見第2号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第2号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、意見案第3号、2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、工藤孝一議員の説明を求めます。

はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）6番。ただいま上程されました意見案第3号について御説明いたします。

2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）、例年、議会として取り上げておりますので、主文は省略し、要請項目のみ読み上げて提案します。

記。

1、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均が千円になることを目指すことが堅持された経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）を十分尊重し、経済の自立的成長の実現に向けて最低賃金を大幅に引き上げること。

2、決定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が道内高卒初任給（時間額1,042円）を下回らない水準に改善すること。

3、厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する賃上げしやすい環境整備、支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう、国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

御協賛くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第3号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、意見案第3号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、意見案第4号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、工藤孝一議員の説明を求めます。

はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）6番。ただいま上程されました意見案第4号について御説明いたします。

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）、この意見書（案）につきましても、例年同様の内容で取り上げておりますので、主文は省略し、要請項目のみ読み上げて提案といたします。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と、伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

御協賛くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第4号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第4号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第5号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、意見案第5号、食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民の理解醸成を図る意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、工藤孝一議員の説明を求めます。

6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）6番。ただいま上程されました意見案第5号について御説明いたします。

食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民の理解醸成を図る意見書（案）。

世界をめぐる情勢は、新型コロナウイルス終息後の需要回復を見込んだ原油等の価格上昇や、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化などにより原油生産資材や穀物相場の高騰が続いており、各国では、国民生活に必要な食料の安定供給を図る食料安全保障を最重要課題として自国の食料生産の施策を強化している。

一方、我が国においては、2020年3月に、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、

2030年度までに食料自給率を45%に引き上げる目標を掲げているが、2020年の自給率は37%と、依然として低い状態にある。

また、第1次産業を主体とする農村地域においては、高齢化と人口減少等が加速し続け、担い手の確保や耕作放棄地の増加などの課題を抱える中で、近年多発する自然災害などにより食料生産の基盤が脆弱化している。

加えて、コロナ禍による農畜産物の需要減退と在庫が増大し、農畜産物価格が低下する一方、食料生産に欠かせない燃油や飼料、肥料など、生産資材価格が歴史的な高騰を続け、農業経営を圧迫させる危機的状況である。

また、我が国は食料とエネルギーを輸入に依存しているため、食料品等の値上げが相次ぎ、国民生活の影響が懸念され、特に有事の際の食料をいかに確保するのか、食料安全保障の観点から、食料自給率向上を図る食材生産の基盤強化、所得保障政策の充実や、燃油・資材高騰対策、備蓄制度の見直しなど、新たな施策と予算の確保が不可欠となっている。

つきましては、食料の安定供給と農業の持続的発展のため、我が国の食料安全保障の強化と国民への理解醸成が図られるよう、下記内容を要望する。

記。

1、世界情勢の不安定化は今後も続くことが懸念されることから、政府が4月に示した「原油価格、物価高騰等総合緊急対策」の速やかな実施とともに、現場の経営状況を踏まえ、継続的な政策として充実・強化すること。

2、食料安全保障の強化に向けて、自国の食料は自国で生産・消費するという考えを広く国民に理解醸成を図るとともに、食料の安定供給の確保は国の基本的な責務として、将来を見据えた大胆な施策と新たな予算の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

御協賛くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第5号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第5号、原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（坂田秀昭君）日程第11、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問、答弁ともに簡潔、明瞭に努められるようお願い申し上げます。

初めに、6番、工藤孝一議員。

はい、6番。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。それでは、さきに通告してあります3点について一般質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1番目に、子供への発達支援についてであります。

少子化の中においても、自閉症、情緒・知的障害を持つ子供が増加しております。十勝管内の複数の町では、役場内に発達心理相談員を配置し、これまで乳幼児健診を担い、その後の発達を

見守ってきた保健師と連携して、必要なタイミングで支援と相談ができる体制が整備されております。

斜里郡3町の発達支援を担っている斜里地域子ども通園センターにおいても、より専門的学識を持った職員を配置する必要があると思っておりますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

子供の発達支援については、妊娠期の健康管理から乳幼児健診などの母子保健、子育て支援、総合相談を通じ、保健師、社会福祉士、保育士が早期から対応を図り、子供の発育や養育する家族への支援を行い、また、教育委員会、学校とも連携を図り、乳幼児期から学童期における切れ目のない継続支援に努めているところであります。

ただいま、議員からの質問にありました十勝地方においては、各自治体にそれぞれ心理判定や発達支援に関する研修を受講された発達心理相談員が配置されておりますが、十勝地方の発達支援センターも斜里地域子ども通園センターも、それぞれ役割や目的、目指している方向は共通しており、斜里地域子ども通園センターにおいても、在籍する保育士等の専門職員の連携によりまして、個別またはグループでの活動を通じ、児童の発達を支援する対応は図られております。

また、児童相談所や美幌療育センターなどとも連携を図り、臨床心理士や言語聴覚士などとも相談を行える体制が取られておりまして、現状として、斜里町にも確認をしておりますが、斜里地域子ども通園センターでは、適切なタイミングで必要な支援が提供されているということであり、現時点において、発達心理相談員を配置する予定はないということでございます。

しかしながら、子供の成長過程における幼少期からの発達支援は、増加の傾向にありますので、今後も必要とされる支援を継続していけるよう、本町においては募集を続けております社会福祉士などの国家資格を有する専門職員の確保を図るとともに、3町で意識を共有しながら、必要とされる人材確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）6番。十分地元の斜里町さんとも連携して、対応は社会福祉士さん、そして保健師さんの十分な体制で、定期健診あるいは訪問相談健診等々をやられているということですが、確かに本町の庁舎内の保健師体制は、他に類を見ない体制でやってこられているというのは、そういう点では私も全く同感であります。

しかしながら、十勝では0歳から二十歳までの成長段階において、地域の家庭にも出向いて、タイムリーに支援、相談にも乗っている。そういう大きな地域の子供の成長時期に応じた体制を、保健師さんと連携して言語聴覚士の方あるいは臨床心理士、公認心理士さんを置いてやっているということなんです。そのことは斜里通園センターで長くセンター長をやっておられた方が、以前にも、ぜひ通園センターにも言語聴覚士か心理士の方を入れたいということで、1度募集をかけた時期がございました。

そういった意味では、センター長をやられた方は、この斜里郡3町にも専門職、現在は通園センターは看護師資格の方、そして保育士の方、資格の上で言えば看護師と保育士だけの体制でやっております。子供の早い段階からの親御さん等の相談に、専門家も入ってやる必要があるというふうに、当時センター長をやられた方も、今でもそう思っていると。

現在は斜里町のスクールソーシャルワーカーですか、そちらの専門員として小学校、中学校に出向いてやっていらっしゃると思いますが、そういった就学前の子供と親の相談に専門員をぜひ置いてほしいということは先日もおっしゃってました。

併せてもう一点ですが、実際に美幌療育園から通園センターへ月1回支援に来ている、言語聴覚士の方が来ているところに調査に1度伺いました。1人で来てくれと言われて、私1人でお聞きしましたが、非常に狭い部屋で、遊具を部屋の半分に押しつけて、残った半分で子供と遊ぶとか、そういうことを、小さい部屋で走り回っていました。そういう意味では、非常に狭い、

暗いと、そういうイメージを受けましたし、そこで働かされている保育士や看護師の方の分の相談室とかそういう部屋も十分確保されていないんです。だから、そういう意味では、そういう体制の問題と併せて、この施設がもうかなり、50年たしか経過しているというふうに感じているんですが、ぜひ3町で協議されて、新しい、もう少しゆとりあるそういうセンターに改築なり新築を検討されるべきではないかというふうに考えます。

再度の質問いたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）いろいろな御質問があったかなと思いますが、やはり子供の発達支援に対する支援については、様々な角度からの知見等も必要だということでございまして、いろいろな資格をお持ちの方がいるにこしたことがないというのはそのとおりだというふうに思っております。

ただ、現状としては、斜里町ともいろいろ協議をしていた中で、あと本町の対応についても、今のところはできているんだろうというふうには考えてございます。

ただ、先ほども後段で申し上げましたが、いろんな発達支援については増加の傾向もありますし、今後、様々なニーズ等も出てくると思います。ぜひそのような方がおられるのであれば、まず相談をしていただきたいというふうに考えてございます。その中で対応させていただいて、対応困難な場合については、斜里町、清里町を含めて、いろんな形で、人材も含めていろいろ協議をしていきたいというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

あと通園センターの施設的な部分でありますけれども、築何年かという部分は今私のほうでは存じ上げませんが、確かに老朽化をしていて狭いということもあるんだろうと思います。ここについては、斜里郡3町でそれぞれ設置をして運営をしているわけですので、今後、継続的な協議をしながら、子供のためにはしっかり施設的なものも整備しなければいけないという認識は持っておりますので、3町で継続的に意見交換をしながら、子供の発達支援に努めていきたいというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）6番。必要があればぜひ本庁の窓口で、社会福祉士の方、保健師の方に相談をということで、ぜひそうあるべきだと思っております。

今後とも斜里町、清里町さんとも施設のことも含めて、ぜひ継続して協議をよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、2点目の質問に移りたいと思います。行政のデジタル化についてであります。

インフラからサービスに至るまで、あらゆる物事がデータを基本とするデジタル技術によって運営される社会「Society 5.0」の下、自治体DX、デジタル・トランスフォーメーションが進められておりますが、本町のデジタル化の進捗状況について伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）御質問にお答えいたします。

自治体デジタル・トランスフォーメーションの推進に当たりましては、令和2年、政府におきまして「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことを目指すものと認識しております。

この基本方針に基づくデジタル・ガバメント実行計画及び自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画においては、自治体が重点的に取り組むべき事項として、1点目に、自治体の情報システムの標準化・共通化、2点目には、マイナンバーカードの普及促進、3点目には、行政手続のオンライン化などが具体化されたところでありまして、まず1点目の自治体の情報シ

システムの標準化・共通化に向けては、情報システム等の共同利用、手続の簡素化・迅速化、行政の効率化等を目的に、住民記録、地方税、福祉など20の業務を国（デジタル庁）が作成した標準仕様に準拠するシステムとして、全国規模のクラウド基盤、いわゆるガバメントクラウドに構築し、各自自治体が利用することとなりますことから、現在、国の目標年度である令和7年度末までに順次導入が図られるよう、準備を進めております。

次に、2点目のマイナンバーカードの普及推進ですが、平成27年度から行政手続の利便性向上や行政運営の効率化等を図るため導入され、国は全国民の取得を目指しているところであり、本町においても、広報等での周知にとどまらず、新型コロナウイルスワクチン接種会場にて臨時の申請手続等を行うなど、その普及推進に努めております。

本町では、本年5月末現在、1,693枚を交付しており、交付率36.2%で、道内の中間に位置し、このほか申請が完了しており今後交付される枚数は233枚となっております。

今後、健康保険証等の代わりとして利活用が一層進みますので、マイナンバーカードの利便性向上に関する啓発について、引き続き町広報、ホームページ等を活用し、適宜情報発信するほか、事業所等の協力をいただきながら、取得率向上に努めてまいります。

次に、3点目の行政手続のオンライン化についてでございますが、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度末を目指して、原則、全自治体でマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続が可能となるよう、積極的な取組が求められており、後ほど関連予算について御提案させていただきますが、国が示す子育て・介護関係の26手続については、年度内にオンラインによる手続が可能となるよう、取り組むこととしてございます。

これ以外では、現在、税関係のコンビニ払いの導入をはじめ、防災拠点型複合庁舎移転に向けて賑わいの空間も含めたキャッシュレス化の検討なども進めておりますが、事務の運用方法について大きな見直しが必要となるなどの課題も見込まれますことから、その整理を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、デジタル技術等を活用し、地域の暮らしの利便性を向上させるとともに、業務の効率化によって職員の事務軽減を図ることで、さらなる行政サービスの向上につなげ、「住み続けられるまち・住みたいまち」の実現に向けて、国の動向や先進自治体の事例も参考にしながら取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）6番。システムの標準化として20の項目を上げられました。そしてまた、行政手続のオンライン化を進めていくという御答弁だと思います。これを進める上で、本町役場としての行政課題、課題といたしますか、デジタル・トランスフォーメーションを進める上に、そのことが適用しやすい業務と適用しにくい環境といたしますか、業務があるのではないかとという意味で、そういう意味で行政としての課題をまず1点目お聞きしたいです。

それと2点目に、町民が窓口等で利用する上での町民の側からの課題はないのでしょうか。

それと3つ目に、システムの標準化に伴って、本町独自の仕様変更、カスタマイズは可能なのかどうかお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えしたいと思います。

まず、町が進める上の課題であります。先ほどキャッシュ決済等々も申し上げましたが、やはり事務作業的なもの、いわゆる財務規則の改正であるとか、結構広い範囲にわたるものから、そういう部分の整理がかなり必要であるというふうに認識をしておりますし、あと、全体的にどう運営をしていくかという部分が、なかなか調整が難しい部分もありますし、そういったことから言うと、やはり専門的な技術なり知見を持った方に御協力をいただかないとなかなか進まないんだろうというふうに思っております。

私としては、これ国策でやっているわけですから、国がやり北海道が示しという形で、北海道がある程度関与してくるんだらうという認識を持っていましたが、実は、国の方向性にのっとって、町が進めなさいということですから、北海道としてはなかなか示していただけないということでございますので、今、全体的な整備を鋭意努力をしているところでございますが、そこら辺の調整については専門的なものが必要でありますので、そういう人材の登用も含めて、そこについては今検討しているところでございます。

それは、常勤の職員を採用するとかということではなくて、そういう関連企業さんをお願いをしながら、ちょっと小清水の分も見てくださいというようなことで、今それぞれ検討しているところでございます。

いずれにしても、期限的なものは国から示されておりますので、それに向けて町としてもしっかり取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

2点目の町民のほうの課題等々でございますが、やはりデジタルで進めるのは住みたいまち、特に若者の関係については、デジタル化についてはかなり敏感でありますので、そこが遅れている町についてはなかなか魅力を感じられないんだらうということで、そこは本町も遅れをとらず進めたいと思っておりますが、今一定程度その過渡期にあるんだらうというふうに思っています。デジタルでもいいんですが、それになかなかついてこれられない年齢層の方も実際にはおられると思いますので、その部分の対応についてもしっかりとしなきゃいけないという認識を持ってございます。

ですので、一定程度の過渡期ではありますけれども、誰一人取り残さないといえますか、そういう形で、全体的にそのサービスが享受できるような取組について、しっかり検討しなければいけないのかなという認識で今進めているところでございます。

3点目でございますが、各町独自のカスタマイズ、できるのかということでございますが、それについては一切できないということでお答えをしております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）6番。今、専門的に知見を、知識を持った方をというお話でした。民間会社の方を就任、役場臨時職員としてお願いするというんじゃなくて、身分は多分会社のままで出向してもらうということかと理解いたしますが、いずれにしても、今後デジタルを進める上では、去年から、私たち町民にとっては急ピッチで一気が変わるというイメージ、中身がよくわからないまま進んでいるという感じが受け取れるんですが、特に本町独自の政策でやっている高齢者のタクシーサービス事業とか、ほかの入湯券とかの高齢者用に配付している事業とか、本町独自の様式を、システム化によって、小清水がやっているタクシー券のそういうサービス事業もシステムの中には入らないからカスタマイズしなくても別に不都合がないのかどうか、その点が1つあるんですが、カスタマイズできないということですので、標準化の20の項目には、そういった本町独自のサービスはその中には入っていないということでしょう。だと思っておりますが、その点も1つ確認したいんですが。

そして、この全体的な、デジタル化を進める上で大事なものは、地域、地方自治の在り方や住民と役場の関係性を、今までの直接対話からもっと簡単に、先ほどもありました、コンビニでも手軽に行政書類を出せる。これをわざわざ役場に行かなくても都合のいい時間で便利に行政書類は出せるということです。

だから、住民と役場の関係性も少しずつ変わってくるといったことと、個人情報の位置づけがどう変わっていくのかということもあります。導入を進める場合、そういった範囲や条件も含めて、地域の自治会なり、どういった集まりでもいいと思うんですが、今までの生活様式から少しずつ変わりますよということで、地域の方々との合意できるそういう話し合いなり、一人一人がどう考えるか、若い人からなかなかそういうことについていけない高齢者まで含めて、お話を、話し合いができるような、そういう場所をぜひつくってほしいというふうに強く思います。

そういったことで、先ほど最初に言いました本町独自の施策については標準化の項目に入るのかということも含めて、再度伺います。よろしくをお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）何点かあったかと思いますが、漏れていたら後ほど教えていただきたいと思いますが、まず、独自のサービスは、タクシー券等々のお話がありましたが、あと本町の商工会さん、ふれあい団体がやっているふれあいスタンプ券がどうなんだとか、そういうことにも関係すると思いますが、あくまでも国が進める自治体DXの部分とは、町がやろうとした個別のものとは全く別のもので、町が例えばタクシーの助成だとかそういうものをどうするかというのはこれからの話でありまして、全く別のものに考えていただきたいと思います。

その中には含まれるものでもありませんで、当然、国がやるからには個人情報もしっかりした中でやりますので、本町が独自にやるという部分は、どこまでやるというのはまだ実際決めておりません。まず、国の動きについていくのが精いっぱいあります。これはどこの市町も同じだと思いますけれども。それを進めていく中で、本町の独自のものがどのように連携をしていけるのかという部分はこれから、先ほど申し上げた専門的な方の知見をいただきながら、全体としてどうしていくという部分では、住民の方の御意見等もいただきながら構築していきたいというふうに考えてございます。

まずは、国のデジタル化の方針に沿って、まずそれを先にやるということで、それで町独自のものが何か入れられるかと言えば、それは決して入れられませんので、そこは御理解をいただきたいと思います。

あと、いろんなことがデジタル化になって、行政と住民との関わりが変わってくるだろうと、そのとおりでと思います。逆に、行政に来なくても手続はできるわけです。ですので、私が心配しているのは、離れてしまうということです。私はやっぱり住民コミュニティの再生という中で、行政と町民については、もっと近い存在でいたいということから、防災拠点型複合庁舎についても、賑わいの空間をつくらせていただいて、そこを、関係性を維持していく、再生をしていくという考えを持っていますので、今度、いろいろ国が今示しているメニューについては、役場に来なくてもできるわけです。コンビニに行けばできるわけです。ということからいうと、ちょっと表現が適当かどうか分かりませんが、ちょっと疎遠になってしまうのではないかなという心配はありますので、そこはそこでデジタル化は進めなければいけません、違う観点から町民と行政については近い存在でいたいという思いを持っていますので、そこについては様々なことを考えながら取り組んでいければいいかなというふうには思っています。

あと、まだその方向性として、全体的なものはこれ国策でありますので、これはもう町が、どうだろうと思ってもやらなきゃいけないので、これは進めなきゃいけないと思っていますが、特に町独自の取組については、先ほども申し上げましたが、町民の皆様の意見もいただきながら、どこまでできるんだろうと。ただ、大都市圏を見ても、手続についてはやっぱりスマホで全て終える時代にはなってきていますので、そこに乗り遅れるわけにはいきませんので、そこは一定程度全体的な調整を図りながら進めていきたいというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）6番。今、町長も、国策として全体的に進んでいるということで、それについていくのがやっとだと、確かにおっしゃられたと思うんですが、先ほど私も町長もおっしゃられました、住民の意見を聞きながら進めていきたいということで、その点を最後に強く指摘、要望いたしまして、次の質問へ移らせていただきます。

3点目に、営農資材の高騰対策についてであります。

ロシアによるウクライナ侵略は、国連が、第二次大戦以来最悪の食料危機と警告しています。

農業資材の大半を輸入に依存する我が国の農業は、資材高騰の影響を強く受け、安定した農産物生産の危機に直面しており、農業者への緊急支援が必要と考えますが、御所見を伺います。よろしく申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

本年5月31日に、JA全農が公表した本年秋に施肥する肥料の価格が、輸入尿素が94%上昇するなど、肥料全般において史上最高値となっており、多くの農業者の皆様が今後の営農に不安を抱えていらっしゃると思っております。

これは、世界有数の肥料輸入国である中国の輸出規制やベラルーシへの経済制裁により物資が入ってこない状況であったところに、ロシアによるウクライナ侵攻が加わり、原油価格の高騰や迂回ルートによる輸送コストの増加、穀物市場への過剰な投資が増加したことにより誘発されたものと報道されております。

このように、肥料輸出国の動向やロシアによるウクライナ侵攻の影響は、農業資材に限らず、エネルギー、輸入食料など、多岐にわたっております。

御質問にあります農業資材の高騰が及ぼす影響は、本町に限定された問題ではなく、国全体の問題として、本来、国策として対応すべき事案であると認識をしておりますので、今後、町村会等を通じ、国に対策を訴えていきたいと考えております。

なお、これら物価高騰の影響は、農業者に限らず、全ての町民の皆様にも及んでいることから、この後、補正予算案で御提案する燃料高騰対策として交付されます臨時交付金事業によって全町民の皆様を対象に商品券の交付事業を計画しておりますので、農業者の皆様も含め、御活用いただきたいと考えてございます。

○議長（坂田秀昭君）6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）6番。この輸入を前提とする町長もおっしゃられましたエネルギーの問題、食料の問題ということになるかと思います。

農業資材の面では、今説明がりましたが、78.5%の本年、令和4年6月1日からの値上げはそういう数字となっております。本町の農地平均耕作面積は、現在、33ヘクタールであります。10アール当たり肥料代は平均でおおよそトータルで1万5千円から2万円の、10アール当たり肥料代がかかっています。肥料価格は、前年比、ホクレンと国からの対策費を引いて78.5%の値上げとなります。そして、今回10アール当たり78.5%分は、イコール1万4千円前後の来季、令和4年度の肥料価格の上昇分としてこの数字であります。それに33ヘクタールを掛けますと、単純に掛けますと450万円、肥料代の増加となるわけです。

併せて、酪農家の乳代の下落の問題があります。これは一昨年来のコロナ禍の需要低迷等によることが主な原因ではあります。そして、併せて、北海道は、プール乳価ということで、飲用乳と加工乳のプールであります。そういう意味で、飲用乳は消費が減ってきているということで、乳価への下落となる。そして、餌代の上昇で大変な、現在苦境に立たされております。そういった意味では、今後、本町の農家で最も危惧されるのは、親元就農を予定している現在農家が、そのことを断念すること、そのことが今後考えるべき重要な課題となると思えます。

こういった数字で、個人の努力でこれを乗り越えるにはあまりにも金額が大き過ぎます。町長もおっしゃいましたが、活性化期成会、オールオホーツクで団結して、この危機を乗り越えることを、再度強く要望して、答弁を求めます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）昨年もそうでありましたが、干ばつ傾向で酪農家さんは非常に御苦労されている。経営的にも、やはりコロナ禍の影響もあって、国はこれは国策としてクラスター事業をやって、酪農振興をやってきたわけですから、それが一転して、余ってきたということでありま

す。大変厳しい状況にあるということは認識をしております。

その中で、やはり牛乳を消費していくという活動は、全国的な展開として、これはやらなきゃいけないというふうに考えてございます。

肥料高騰等と営農資材の高騰についてはすごい影響は大きいと思っております。本町の基幹産業はあくまでも農業でありますので、その影響は多大であるというふうに思っております。

ただ、農業だけではなくて、後ほど出てくるのかと思いますが、商工業、全ての業種だと思っております。

そんな中で、町としてどこまでできるんだろうという部分はなかなか、先ほど33ヘクタールの農業者さんで影響は450万円、これ全部補填するなんてことは決して町にはできない話でございますので、です、当然これは国策の中で、農政の中でやるべきことだということを認識しているところでございます。

この関係については、やはり農業者であればJAさん、商工業者であれば商工会さんという形になろうと思いますが、町ができる支援については、町が全くしないということではなく、そこはそれぞれの関係機関と協議をしながら、影響は甚大でありますので、協議はしていきたいと思っておりますけれども、それにも限界があるというふうに感じているところでございますので、先ほど議員からもありましたけれども、ここはやはり町村会のほうを通じながら、期成会を通じながら、しっかりその状況を国に訴えていくというのが一番であるというふうに思っておりますので、そこについてはしっかり取り組んでいくよう努力していきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）これにて、工藤孝一議員の質問は終了いたします。

続いて、9番、木戸寛治議員。はい、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）9番。私からは、保育士の人員確保についてをお尋ねいたします。

現在、町立保育所では、保育士が人員不足となっております、なかなかふだんどおりの休暇をとることが申しづらいような状況にあるというふうに聞いております。私たちもそうですが、休みがあつての実働があるのかなど。子供たちにしっかり向き合ってもらいながら子育ての部分、お手伝いをしてくれる保育士さんの確保、このため、適切な休暇取得が可能となるためにどのような人材確保を今お考えなのかを伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

初めに、保育所の配置の現状ですが、所長を含む2名の正職員と12名のフルタイム会計年度任用職員で保育に当たりまして、112名の受入れで対応してございます。

職員のクラス配置に当たっては、国の基準の配置は維持をしております、加えて、特性を持つ児童への対応としまして国基準以外に加配をしているクラスもあります。

そのほか、職員の休暇等への対応としまして、保育士1人に対しパートタイム会計年度任用職員16日分の代替職員賃金を予算計上し対応しているところでございます。

保育士不足については、全国的な課題でもあり、近隣において募集をしても人が集まらない現状の中、幸いにも4月より2名、5月からはさらに2名のパートタイム会計年度任用職員の確保ができましたので、フルタイム職員の確保が難しい中で、決して余裕があるわけではございませんが、比較的人員の確保がなされているほうだというふうに認識をしております。

しかしながら、御質問のような休暇が取りづらい状況があるならば、職員の健康面だけではなく、モチベーションの維持など、精神面にも大きく影響を及ぼすものと考えておりますので、保育士をはじめ、地方では採用がますます難しい介護士など、専門職種の確保が図られるよう常に対応策を検討するなど、適切な人員配置に努めてまいります。

なお、保育所では、町外出身の学生ではありますが、今年度3名の実習生の受入れを予定しております。認定こども園の整備も進んでまいりますので、保育所長はじめ保育士には、良い環境

下での指導に当たっていただき、就職先の候補の一つとなってもらえるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）9番。充実に向けて町が取り組んでくれているということが分かりましたが、いつというのはちょっと申し上げられないんですが、どうしても人がいなくて、事務職員が子供のクラスに就いたこともあるというふうな話を聞きましたので、今の町長の答弁であれば今後はそんなことはないんだろうなというふうに感じました。

多くの保育士の方が働きがいをもって小清水町の保育士として応募くださるよう願っているところです。今後ともそういうところ、町長も気をつけて見ていただきながら、子供たちの健やかな成長を願いたいと思います。

私の質問は終わります。

○議長（坂田秀昭君）これにて、木戸寛治議員の質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。なお、本会議は11時10分より再開いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

一般質問を続けて行います。

8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）8番。私のほうからは、2点質問をさせていただきます。

まず、1つ目に、ドッグラン整備についてですが、町内の愛犬家から、犬が自由に走り回ることができるドッグランの整備をしていただきたいという声が上がっています。また、ペットを同行し旅行をする方々が増加して、ドッグランがある町を選定しているという話を聞いています。

町外からの人の流れが呼び込めるにぎわいのあるまちづくりを目指す本町において、ドッグランという施設、整備可能かどうかお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、近年、整備されました観光施設においては、ドッグランが整備されているものが多く見受けられます。コロナ禍において、マイカー利用型の旅行者が増加し、家族としてペットも同行する形態が定着してきたためと思われます。

町外から人の流れを呼び込む、その玄関口となるのは本町で観光ゾーンとして位置づけております浜小清水エリアであり、整備を進めるならば道の駅周辺が適地かと考えられますが、飲食を扱う店舗もありますので、人の動きから一定程度適切な距離を保ち整備することにより、とりわけ旅行者の皆さん、愛犬家の皆さんから好評をいただけるのではないかと想定するところでございます。

しかしながら、直近では道の駅の改修工事を控えておりますので、まずは他町の同様な施設の稼働実態や運営形態、ニーズ等の基礎情報を捉え、必要と判断できるならば整備も検討したいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）8番。本町において、犬の登録数も250匹余りと聞いております。リードを外して自由に犬を走り回らせたいという愛犬家の気持ちを酌みながら、場所的にはまだこれからいろいろ検討する場所もあるような気がしますので、新庁舎、また保育所関係も今後変わってきますので、ぜひ頭の隅にでも残して、チャンスではないかと思って、考えていただければと

思います。

続きまして、町道の交通安全対策についてお伺いしたいのですが、南3号22線道路付近は、いわゆる「天に続く道」の終点とっていいのか、最近観光客が写真撮影をする光景を目にします。カーブ付近に車を停車するなど危険な状況もあり、交通安全上、対策が必要と考えますが、先ほどのドッグランにも関わる観光の関係もあると思いますので、答弁よろしくをお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

南3号と美和倉栄中央道路交差点付近は、議員おっしゃるとおり、いわゆる「天に続く道」の終点としてテレビでも紹介をされ、また、観光協会作成のパンフレットにも掲載をされており、観光面においては一つの魅力になっているものと考えております。

現地の道路状況ですが、天に続く道の終点とされておりますが、道路は以降も網走方面に向けて続き、終点とされる付近は上り坂で傾斜もきつく、頂上付近には美和倉栄中央道路と交差点で接続し、すぐに右カーブが連続する道路となっております。

このような道路状況にあって、この付近に駐停車している車があると、通行する際には注意が必要で、事故等が懸念されるところですが、終点付近は農地であり、現況を考えると、駐車帯等の整備は難しいと考えております。

ただし、危険な状況の回避に努めなければなりませんので、対策といたしましては、道路の安全標識の設置は警察の所管でありますことから、警察と現状や課題、懸案事項等を共有し、協議を進めるとともに、道路交通法では、交差点及びカーブから前後5メートル以内は駐停車禁止となっていることから、警察でのパトロールを要請するほか、町といたしましても、交通安全のぼりの設置など、注意喚起を図りつつ、啓発看板の設置を検討するなど、安全対策に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）安全対策、今のところ、あそこゼロの状態だと思っています。観光、テレビに出たときから今の間まで、「危険ですよ」という看板もなければ、その辺、警察と相談して、設置しないと駄目等ありますが、町で早く取り組む方法というのはないのでしょうか。お伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

安全標識等については警察の所管でありますので、そこは公安等々との協議になるかとは思いますが。

ただ、今、私の認識では、さほど渋滞になっているだとかいう部分ではなくて、私もあの付近を何回か見に行ったことがあります。本当であれば、本当は「天に続く道」の終点という言葉方をしておりますが、どっちが始点なのか終点なのかというのは誰が決めたんだろうというふうに実は思っているんですが、当然、確かに観光客はおられますし、そういった部分では、本町としても何か整備ができないんだろうかと、斜里町さんもやられましたので、どちらが終点、始点・終点は別にしても。

ただ、現状としてはちょっと難しいだろうと。何か工作物をつくらない限りは無理だという判断をしておりますので、現状ではそこまで費用をかけてというふうには考えてございませんので、議員おっしゃるとおり、スピード感を持ってという部分は十分認識をしておりますので、警察さんの御協力をいただきながら、まず事故があつてからでは遅いわけでありまして、安全対策をまず進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）8番。これから7月、8月になりますと、収穫物を積んだトラックが走り

出しますので、その前に何とか対策、また、観光関係の方にすれば、始点としてアピールしていきたい面もあるような話もあったんですが、その観光のパンフレットに載せるだけじゃなく、この先、安全を考えながら観光の一つにしていく考えはあるのかどうなのか、最後、お願いします。
○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）実際に、隣の斜里町さんが、「天に続く道」という中で、PRをしているわけですから、その続く隣の町の本町としても、観光資源としては有効であるというふうに考えてございます。

ただ、やはり大きくなかなかPRできないというのが、その駐車場等ができないということです。安全対策。やっぱりそこはちゃんとしてからになるんだろうとは思いますが。

私の認識としては、結構最近では止まって写真撮影をしている方も増えてきているかもしれませんが、網走側から下ってきてという景観が素晴らしいというふうにも、私もお聞きをしておりますので、その中では、やはり安全対策をまず第一に考えながら、PRする方法についても、確かに観光協会のパンフレットには載ってはいるんですけども、そこをやはりPRすることによって小清水町に足を運んでいただけるという部分もあるかと思っておりますので、まずは安全対策を考えながら、観光PRについてはその次に、積極的に出せるのであれば出していきたく思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）最後、安全の関係なんですけど、7月、8月、本当にスタートします。小清水で、警察を抜きにしてでもあそこは危険だよとかというアピールをするかしないかだけお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）後ほど庁内的に内部で検討したいと思っておりますが、今、私の中でお答えできるのは、例えば啓発の旗を立てるとか、そういうことは、すぐは取り組めると思っておりますので、できることを早急に取り組んでいきたく思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）これにて、更科浩司議員の質問は終了いたしました。

続いて、7番、佐藤智議員。

○7番（佐藤智君）7番。さきに通告してございます商工業における原油価格等の高騰による物価上昇の対策について質問させていただきます。

原油価格の高騰、ウクライナ情勢悪化による影響や急激な円安のため、ありとあらゆる物が値上がりとなっています。また、多くのメーカーがこれから値上げをする予定を発表するなど、経済環境は著しく悪化していると思われま。

そこで、次の2点について質問させていただきます。

1点目ですが、土木工事や建設工事の資材高騰、軽油、アスファルト、セメント、鋼材、木材などが高騰しています。昨年の価格からは乖離した金額となっております。価格高騰を考慮し、どのような対策をお考えか、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

現在、入札におきまして不調となる事業は発生しておりませんので、議員のおっしゃる対象工事につきましては、既に契約している工事の資材等の高騰における考えと解しましてお答えをさせていただきます。

工事資材等の高騰につきましては、通常、合理的な範囲を超える価格の変動については、一方の契約当事者のみにその負担を負わせることは適当でないとの考えに基づき、工事請負契約約款において、著しい物価変動が生じ、請負代金が不相当となったときは、規定に基づき、請負代金

の変更を請求できる契約としております。

資材などの高騰が規定を超えた場合、その負担を請負者のみに負担させることにはなりませんので、規定に基づき契約を変更することは当然必要であると考えておりますので、請負者から変更の請求があった際は、双方協議の上、契約を変更することを考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）7番、佐藤智議員。

○7番（佐藤智君）7番。今の工事請負契約に関しましては、スライド条項という形のものがありますので、スライド条項につきましては、全体スライド条項、単品スライド条項、インフレスライド条項とありますが、今後どのようなスライド条項についてお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）私のほうからお答えいたします。

現在、町が発注している工事の契約は、入札等により決定した額で請負契約とされていますことから、一定の程度の価格の変動は請負者の負担になると考えてございます。

先ほど議員がおっしゃった全体スライドについては、長期工事における通常予期不可能な変動に対する全体スライドと、特別な要因による鋼材の原料などの主要材料の著しい価格の変動に対して単品スライドはございますが、どちらも要件が満たすことになれば、請負者から請求であれば変更することは可能でございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）7番、佐藤智議員。

○7番（佐藤智君）7番。今、請負者側のほうからの請求があればというお話だったんですけれども、これ国交省の指針で、通常の範囲を超える価格の変動については、スライド条項を考えるとというふうな内容の指針が出されたと思うんですけれども、これは町のほうからそのような話を持ってくるのかどうなのか。請負者側から持ってくるかというのはちょっと確認でお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）原則はあくまでも請負契約は済んでおりますので、その中でやってくださいというのが原則であります。スライドは、やることができる、できる規定でございますので、基本的には請負者側から申出があれば、双方協議の上、検討させていただくということで御理解いただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）7番、佐藤智議員。

○7番（佐藤智君）7番。国交省の指針の中で、建設の物価指数の調査というのがありまして、11年を100とした場合、2022年3月の時点において、全国平均で127.7%の増、札幌においては134.1%の増と。これを見ますと、かなり資材が高騰していると思われまので、今後、町内の経営を及ぼすようなことが懸念されますので、町としても対策を御検討いただけますようお願いしたいと思います。

次に、2点目のほうに移らせていただきたいと思います。

飲食業、商業、サービス業におきましても仕入れ価格の高騰、燃料費、電気代の高騰による経費が増大しております。販売価格やサービス価格に反映できない業種も多く、営業利益を確保することが難しい状況となっております。どのような対策をお考えか、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

先ほど農業関係のお話も出ておりましたが、第2次産業、第3次産業の皆様も燃料価格と資材価格の高騰の中、ぎりぎりのところまで販売価格を抑えるなど、御苦勞をされていることと存じております。

御質問にあります燃料価格高騰や仕入れ価格高騰に対応した販売価格の改定は、大手メーカーは次々と値上げを宣言しておりますが、中小、零細企業や個人経営の事業者の皆さんは、簡単には値上げができない状況なのも理解をしているところでございます。

先ほどの答弁とも重なることとなりますが、私は、燃料価格や資材価格の高騰対策は国が対応する国策として取り組む事案であると認識をしております、その対策を国に対して訴えていくとともに、その影響は全ての町民の皆様にも及んでいることから、全町民の皆様を対象に、商品券の交付事業を計画しておりますので、御活用いただきたいと考えているところでございます。

○議長（坂田秀昭君）7番、佐藤智議員。

○7番（佐藤智君）7番。最近、報道によりますと、県単位ですけれども、緊急の支援に乗り出すところも出てきています。現行の売上高の計算という形ではなくて、売上損益額を要件に加えるなど、利益の減少している町内業者の支援制度のお考えについてお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）申し上げましたとおり、まずは国・道がどう考えるのかということでございます。今回、今、道議会が開催中でありますので、いろんな策を講じられるんだろうというふうには認識をしておりますが、まずはその状況を見ながら、国についてもやはり財政的なものに限りがございますので、私は、しないと言っていることではなくて、先ほども答弁をさせていただきましたが、農業関係についてはJAさんと、商工業さんについては商工会さんと、町ができるのかというようなことを、商工会さんとしてもいろいろ御検討されているんだろうというふうには認識をしておりますので、これは単純に、今年終わる話でもございませぬので、結構長くこの高騰は続くんだろうというふうには認識をしておりますので、いろんな意見交換の中で、町ができる支援についてはそれぞれの関係機関・団体と協議・検討をし、必要であれば支援対策を講じていきたいというふうに考えてございます。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

以上で、通告のあった一般質問を終結いたします。

◎報告第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、報告第2号、令和3年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）ただいま上程されました報告第2号、令和3年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書21ページをお願いいたします。

令和4年3月開催定例町議会で議決をいただきました補正予算（第9号）、繰越明許費につきまして、出納閉鎖を終え確定しました令和4年度への繰越額及びその財源内訳を御報告するものでございます。

次のページ、繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

2款3項戸籍住民基本台帳費は、国の社会保障・税番号システム整備事業の繰越しによる交付決定を受けたものでございまして、住民記録システム改修事業262万9千円を繰り越したものでございます。

4款1項保健衛生費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する町内経済活性化事業2,415万円、小清水で泊まろうキャンペーン事業610万円、感染症予防対策事業258万9千円の3事業及び感染防止策として進めている新型コロナウイルスワクチン接種事業1,732万8千円の事業費について、交付決定を受けた国庫補助金、その他の財源では、接種費負担金収入等を財源として繰り越したものでございます。

次に、10款教育費は、1項小学校費及び2項中学校費、それぞれ90万円の予算について、国庫補助金の学校保健特別対策事業の繰越しによる交付決定を受けたものでございまして、これを財源として、それぞれ学校保健特別対策事業を繰り越したものでございます。

なお、一般財源につきましては、全て繰越金にて計上してございます。

以上、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ、次に進みます。

◎報告第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、報告第3号、令和3年度小清水町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）ただいま上程されました報告第3号、令和3年度小清水町一般会計事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

24ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費、防災拠点型複合庁舎整備事業、設計等業務委託料につきまして、本年1月、役場庁舎内において発生した新型コロナウイルス感染症の集団感染によりまして、内外装等の設計業務に必要な打合せ会議の開催に支障が生じ、令和3年度内の事業完了が困難となったことから、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、4年度に事故繰越しをしたものでございます。

以上、計算書を調製いたしましたので、御報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ、次に進みます。

◎報告第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第14、報告第4号、令和3年度小清水町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）ただいま上程されました報告第4号、令和3年度小清水町一般会計継続費繰越計算書について、御説明申し上げます。

議案書26ページをお願いいたします。

令和3年度から令和4年度までの2か年の継続費で実施しております事業につきまして、令和3年度事業費の未執行額を逐次繰越しし、令和4年度事業費と合わせて執行するものでござい

して、2款1項総務管理費の防災拠点型複合庁舎建設事業につきまして473万円の予算を令和4年度に繰越したものでございます。

以上、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑がなければ、次に進みます。

◎承認第2号

○議長（坂田秀昭君） 日程第15、承認第2号、専決処分した事件の承認について（町税条例等の一部を改正する条例制定）を議題といたします。

説明を求めます。

牧野町民生活課長。

○町民生活課長（牧野尚樹君） ただいま上程されました承認第2号、専決処分した事件の承認について（町税条例等の一部を改正する条例制定）について説明申し上げます。

議案書は27ページになります。併せて、資料、町税条例改正の概要及び新旧対照表を御用意願います。

本専決処分につきましては、令和4年度税制改正における「地方税法等の一部を改正する法律」、その他政令等の一部改正の公布に伴い、町税条例等の関係規定について改正を行ったものでございます。

初めに、資料「町税条例改正の概要」を御覧ください。

本年度の税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の改正は、本年3月31日に公布され、原則として4月1日に施行されているものでございます。

主な改正内容といたしまして、町民税関係では、住宅ローン控除の延長・見直しについて、控除対象期間が令和7年入居分までの4年間延長するとともに、所得税法における措置の改正が行われ、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置を講じておりますが、この控除限度額を現行の7%から5%とし、金額に直しまして最高で13万6,500円から9万7,500円へ見直しがされております。

また、上場株式等の配当所得に係る申告方法の整備では、金融所得課税の課税方式については所得税と個人住民税と一体として設計されてきたことを踏まえ、両税の課税方式を一致させるための条文が整備されたものとなります。

次に、資料の裏面、2ページ目になります。固定資産税関係でございますが、コロナ禍で制限されている商業者に配慮し、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%としております。

また、固定資産税の特例措置、いわゆるわがまち特例ですが、特定都市河川浸水被害対策法が一部改正され、河川に隣接する低地または雨水がたまるくぼ地などを、雨水等を一時的に貯留する機能を有する土地を、知事が貯留機能保全区域として指定することができる制度が創設され、この区域内にある土地に対して課税標準の特例を創設しております。

さらに、固定資産課税台帳等の記載内容の整備についてですが、不動産登記法の一部が改正され、新たにDV被害者等の保護のための制度が設けられ、登記事項証明書から住所が漏れることがないように、登記名義人がDV被害者等で、登記所に申し出た場合、住所は記載せずに、他に代わる事項が記載されることとされ、登記済み通知書により本情報は市町村へ通知され、固定資産課税台帳等の住所表記も登記事項証明書と同様とする記載方法に整備するものです。

それでは、改正条文でございますが、資料の新旧対照表により説明させていただきます。改正内容につきましては、新旧対照表の右の欄に記載しておりますが、法律等の改正に伴う文言や条項の整理については説明を省略させていただきます。

まず、第1条の町税条例の一部改正でございますが、第18条の4の改正は、後で説明します固定資産税関係に関連しますので飛ばさせていただきます。初めに町民税関係の改正ですが、1ページ中段になります。第33条第4項及び2ページ目第6項では、配当所得等、金融所得課税に係る町民税の申告方法を所得税と一致させるための規定を整備する改正でございます。

以下、3ページ中段、第34条の9（配当割額または株式等譲渡所得割額の控除）、飛びまして、12ページ、附則第16条の3（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）、13ページ、附則第20条の2（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人住民税の課税の特例）、また、14ページから15ページ、附則第20条の3につきましても、同様の申告方法とする改正となるものでございます。

2ページに戻りまして、第34条の7、寄附金税額控除につきましては、経過措置期間の終了に伴う規定を削除しております。

4ページから6ページにかけてでございますが、今回の法改正による住民税における合計所得金額に係る申告事項等の規定の整備が行われております。4ページ、第36条の2では、公的年金等控除額の算出における合計所得金額に係る申告義務に係る規定を整備、5ページから6ページ、第36条の3の2及び第36条の3の3については、給与所得者及び公的年金受給者の配偶者控除及び扶養控除等の申告事項に係る規定の整備しております。

8ページになります。附則第7条の3の2では、住宅ローン控除の特例期間を令和7年まで、4年間延長を行うものでございます。

続きまして、固定資産税関係の改正といたしまして、7ページにお戻りください。

73条の2及び73条の3では、DV被害者等の固定資産課税台帳等への住所に代わる記載による運用を整備する改正でございます。

冒頭申し上げました1ページの第18条の4の改正についても同様でございます。

8ページ中段から10ページの附則第10条の2では、わがまち特例として規定しておりまして、法附則の条文の整理他、特定都市河川浸水被害対策法が一部改正され、知事が指定している貯留機能保全区域内にある土地に対しての課税標準の特例について、第24項として追加。10ページになりますが、附則第10条の3では、省エネ改修を行った住宅に係る減額措置について、拡充・見直しが行われ、それに伴う条文の改正でございます。

11ページ、附則第12条では、コロナ禍で営業が制限されている商業者に対し、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行の5%を2.5%にする特例の規定を加える改正でございます。

飛びまして、17ページになります。第2条の町税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございますが、今回の法・政令等の一部改正に伴いまして、令和3年条例第9号による一部改正のうち未施行の規定の改正が生じますので、関係する条項の整理をしたものでございますので、こちらにつきましては説明を省略させていただきます。

最後に、18ページから改正附則でございますが、施行期日は法の施行日また原則といたしまして令和4年4月1日の施行でございますが、住宅ローン控除の延長規定は令和5年度1月1日、所得税と住民税の課税方式を一致させる規定は令和6年1月1日、課税台帳等の記載内容の整備規定は、令和6年4月1日として、第1条にてこれらの施行日を定め、第2条では改正前後における必要な手続に関し、改正前の例による経過措置を規定したものでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

承認第2号、採決いたします。

原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、承認第2号、原案のとおり承認されました。

◎承認第3号

○議長(坂田秀昭君) 日程第16、承認第3号、専決処分した事件の承認について(令和3年度小清水町一般会計補正予算(第10号))を議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長(石丸寛之君) ただいま上程されました承認第3号、専決処分した事件の承認について(令和3年度小清水町一般会計補正予算(第10号))を御説明申し上げます。

専決処分の内容ですが、令和元年度から令和3年度まで、3か年間の債務負担行為の限度額設定をしておりました町道管理業務委託料につきまして、令和3年度において暴風雪が多発し、除雪作業が大幅に増加したことに伴い、その所要額について予算追加を行ったものでございます。

なお、所要額算定においては、令和元年度及び令和2年度の管理実績が当初設計量を下回っていたことから、3か年分の設計金額との差額分について、町と受託者であります小清水町委託事業協同組合と2分の1ずつ負担することとして、双方合意の下、決定したものでございます。

議案書37ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億6,889万3千円としたものでございます。

議案書42ページをお願いいたします。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良維持費12節委託料で、町道管理業務委託料500万円を追加したものでございます。

議案書戻りまして40ページをお願いいたします。

歳入予算ですが、10款地方交付税は、財源措置として、普通交付税500万円を追加したものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

承認第3号、採決いたします。

原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、承認第3号、原案のとおり承認されました。

◎議案第32号

○議長(坂田秀昭君) 日程第17、議案第32号、小清水町の休日に関する条例等の一部を改正

する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第32号、小清水町の休日に関する条例等の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

議案書の43ページ及び別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

現在、本町の年末年始の休日につきましては、本条例により、12月31日から翌年の1月5日までと定めておりますが、国及び北海道におきましては、12月29日から翌年の1月3日までを年末年始の休日とされており、本町と行政機関の間で違いが生じている状況にあります。

また、近隣市町間でも様々な休日となっておりますが、年末年始の休日については、地方自治法第4条の2第2項第3号の規定により、各市町で地域状況も踏まえ定めることとされております。

これまで本町が12月31日から1月5日までの年末年始の休日としておりましたが、近年の年末年始における庁舎利用状況は、年始の利用が多い状況も踏まえ、年始の開庁日をこれまでより1日早め、より円滑な行政事務の執行及び住民サービスの利便性の向上を図るために、本年度から、年末年始の休日期間を12月30日から1月4日までとし、所要の改正を行うものでございます。

このたびの改正を行う条例といたしましては、小清水町の休日に関する条例と職員の勤務時間等勤務条件に関する条例の2つの条例でございまして、一括して改正することとし、新旧対照表のとおり、今年度から年末の年始の休日を現行の12月31日から翌年1月5日までを、12月30日から翌年の1月4日までに改正するものでございます。

本条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第32号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第32号、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号

○議長（坂田秀昭君）日程第18、議案第33号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第33号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

議案書の44ページ及び別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

本条例の改正につきましては、昨今の新型コロナウイルス感染症をはじめ、近隣市で確認された鳥インフルエンザなど、感染症の救護、病原体の付着した物件の処理作業など、住民の生命や

健康を保護するために緊急的な措置が求められる可能性がある情勢を鑑み、また、近隣市町の状況も踏まえ、「防疫等作業手当」を創設し、従事職員に対して特殊勤務手当を支給する旨、所要の改正を行うものでございます。

防疫等作業手当の対象となる業務として、第4条に、第1号として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定められております痘そうやエボラ出血熱などの一類感染症と、鳥インフルエンザなどの2類感染症の救護もしくは病原体の付着した物件の処理作業に従事した場合を、第2号として、家畜伝染病の蔓延防止を図るために行う家畜の屠殺、家畜の死体の焼却や埋却などに従事した場合を、第3号として、新型コロナウイルス感染症による住民の生命や健康を保護するために緊急的に行う施設内の消毒などの措置に従事した場合などを定めるものであり、これらの従事につきましては、職員の給与に関する条例第23条に規定する、著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務として給料で考慮することができない特殊性のあるものと判断し、新たに手当を創設し、第2項において、これらの業務に対する手当を月額500円とする旨定めるものであります。

これに伴い、行旅死病人取扱手当に関する条番号を第2条から第3条に改め、第2条に防疫等作業手当を加えた特殊勤務手当の種類を定め、第5条には、特殊勤務手当の支給期日を、原則翌月の給料の支給期日とする旨定めるものであります。

本条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第33号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第33号、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時からいたしますので、それまでにお集まりください。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎議案第34号

○議長（坂田秀昭君）日程第19、議案第34号、小清水町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

牧野町民生活課長。

○町民生活課長（牧野尚樹君）ただいま上程されました議案第34号、小清水町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する

条例制定について、説明申し上げます。

議案書では46ページになります。事前にお配りしています新旧対照表を御用意申し上げます。本条例の一部改正につきましては、条例の根基法令となる租税特別措置法等の一部改正に伴い、引用する条項に改正があったことから、条文の整備のための一部改正でございます。

別途お配りしております新旧対照表を御覧ください。

第2条で引用する根拠法令等の規定の追加によって引用に条項ずれが生じた規定の改正を行うものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を公布の日とするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第34号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第34号、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号 及び 議案第36号

○議長（坂田秀昭君）日程第20、議案第35号及び日程第21、議案第36号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

牧野町民生活課長。

○町民生活課長（牧野尚樹君）ただいま一括上程されました議案第35号及び議案第36号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

初めに、議案第35号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、負担の公平性を確保するため、保険料水準の統一を目指す北海道の国民健康保険運営方針に基づきまして、令和2年度から4年間で現行の資産割を含む所得割、均等割、平等割の4つの割合による賦課方式から、段階的に資産割を廃止して、3つの割合による賦課方式に移行していくために、保険料率を改正するものであります。

もう一点は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる世帯などの保険料の減免に対する国の財政支援の延長に応じ、条例に定める減免期間を延長する一部改正でございます。

別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

初めに、保険料率の改正でございますが、第17条、一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率について、資産割を4年間で廃止する移行期間の最終年といたしまして、当初の資産割の率の4分の1に当たる100分の2.5を均等割に1.5、世帯別平等割に1を移行し、均等割を100分の21.5に、世帯別平等割を100分の11に、資産割を100分の2.5とする改正でございます。

2ページ、第17条の6の6、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率についても、一般被保険

者の保険料率と同様にそれぞれ資産割の100分の2.5を均等割に1.5、世帯別平等割に1を移行するものであります。

3ページ、第17条の11介護納付金賦課額の保険料率については、資産割の率100分の2.5を所得割に2.5を移行し、所得割を100分の67.5に、資産割を100分の2.5とする改正でございます。

次に、新型コロナウイルスの影響による保険料の減免措置についてでございますが、令和2年度・3年度の特例的・限定的な取扱いとして、制定附則において減免の対象となる期間等の規定を整備したところであります。

今般、厚生労働省より、令和4年度の保険料の減免を行った場合についても財政支援が継続されることが示されたことから、特例措置の期間を令和4年度分の保険料までとする改正を行うものであります。

最後に、改正附則でございますが、第1項において、施行期日を公布の日からとし、令和4年4月1日から適用するもので、第2項では、本則の改正規定について、令和4年度以降の保険料から適用する経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君） 続きまして、議案第36号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

議案書は49ページからになります。

別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

本条例の一部改正につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に対する国の財政支援の基準に基づき、該当要件の規定の一部改正を行うものであります。

制定附則第21項において、減免措置の対象となる保険料を令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に納期限を迎える令和3年度分及び令和4年度分を対象とする改正となります。

ただし、届け出をしなかったことによる遡及加入による場合は対象外とし、限定規定を加える改正とするものです。

最後に、改正附則でございますが、施行期日を公布の日からとし、附則第21項の改正規定については、令和4年4月1日から適用することを規定するものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 初めに、議案第35号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

議案第35号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、議案第35号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第36号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第36号、原案のとおり可決されました。

◎議案第37号

○議長(坂田秀昭君) 日程第22、議案第37号、小清水町アグリハートセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長(畔木雅之君) ただいま上程されました議案第37号、小清水町アグリハートセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

議案書では50ページになります。併せて別途お配りしております新旧対照表を御覧ください。

アグリハートセンターにつきましては、地域農業の振興を目的に、本年4月より指定管理者制度を活用し、使用を開始しております。

改正条例案の内容につきましては、小清水町住居表示に関する条例第3条第3項及び第4項の規定に基づき、住居番号が決定したことにより、建物の位置を変更する旨の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第37号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第37号、原案のとおり可決されました。

◎議案第38号 及び 議案第39号

○議長(坂田秀昭君) 日程第23、議案第38号及び日程第24、議案第39号、令和4年度小清水町一般会計補正予算(第1号)について、令和4年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長(石丸寛之君) ただいま一括上程されました議案第38号及び議案第39号、令和4年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

初めに、議案第38号、令和4年度小清水町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,998万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億3,898万1千円とするものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳出予算ですが、主要施策調べと合わせて御覧ください。

初めに、2款総務費1項1目一般管理費10節需用費は、本年4月1日より事業所において運転者の運転前後のアルコールチェックが義務化されておりますが、現在の目視確認から10月1日よりアルコール検知器による確認が義務化されることに伴い、アルコール検知器8台の購入費50万5千円を追加計上、12節委託料は、児童手当受給資格などの子育て関係15手続及び要介護、要支援認定の申請など、介護関係11手続、合わせて26手続に係る申請管理システムの構築など、オンライン化構築業務委託料1,029万4千円追加計上するものでございます。

6目企画広報費7節報償費及び12節委託料の運動スポーツ習慣化促進業務は、スポーツ庁補助事業に申請しておりました事業が、先般、事業採択を受けましたので、令和2年度及び令和3年度に引き続き同事業を実施するものでございます。

1年次目は、65歳以上の方を対象に、2年次目となります昨年度は、子育て世代である20歳代から50歳代を対象としていたものを、今年度は働く世代のスポーツ無関心層を中心に、運動スポーツの実施・継続化に向けた取組を行うこととして、また、昨年度事業と同様に、複合庁舎と一体整備をする賑わいのある空間の中心的事業となるスポーツジムの供用開始までの下地づくりを兼ねた取組として、これに係る報償費25万7千円と業務委託料977万9千円を追加計上するものでございます。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業となる地域おこし協力隊募集・採用サポート業務委託料は、令和5年5月に供用開始する「賑わいのある空間」で働くスタッフのうち、スポーツジムインストラクター等の資格を有する経験者を2名程度、アグリハートセンターの運営主体である農業振興公社の運営を担うべく人材を1名程度など、それぞれ募集及び採用に係る費用179万3千円を追加計上するものでございます。

なお、この費用については、特別交付税措置による財政措置が講じられるものでございます。

また、17節備品購入費と18節負担金補助及び交付金は、「賑わいのある空間」に係る施設整備として、令和4年度当初予算において計上のスポーツジム機器の購入費2,943万5千円及びキャッシュレス精算機550万円につきまして、いずれも国の地方創生推進交付金事業に採択されたところでございます。

これを受け、当該備品の所有者を事業運営主体でありますNPO法人グラウンドワーク小清水とすることで、減価償却費の計上による適正な会計処理と将来の機器更新の優位性を図るため、備品購入費3,493万5千円を減額計上し、同額を18節負担金補助及び交付金に計上する予算の組替えを行うものでございます。

なお、財源内訳について変更はございません。

次に、11目住民センター費10節需用費は、浜小清水住民センターの床暖房ボイラー4台の交換工事として94万3千円を追加計上するものです。

次のページになります。

2項2目賦課徴収費12節委託料は、令和3年度税制改正において、令和5年度から地方税共通納税システムの対象税目に固定資産税及び軽自動車税が追加されたことを受け、この2税に町民税を加えた3つの税目の納税通知書に地方税統一QRコードを登載するシステム改修を行うものでございますが、その改修に合わせ、当3税目についてはコンビニ納税を可能とする地方税共通納税システム改修対応業務委託料357万9千円を追加。これに係る経費については、普通交付税による財政措置が講じられるものでございます。

同じく12節委託料、個人住民税電子化業務委託料は、給与所得に係る特別徴収税額通知につきまして、令和6年度より特別徴収義務者から申し出があった場合、電子で通知しなければならないこととされ、これに対応すべく、個人住民税電子化業務委託料106万5千円を追加計上するものです。

3項1目戸籍住民台帳費12節委託料は、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に関して、戸籍法の一部を改正する法律に基づき、戸籍情報と個人番号を連携するシステムの整備業務委託料626万5千円を追加計上。

13節使用料及び賃借料は、デジタル庁から提供されている端末の利用期限が本年7月末をもって終了することから、新たにマイナポータル用端末の利用料として、8月から令和5年3月まで、8か月分に係るマイナポータル機器利用料25万9千円を追加計上するものです。

次に、4款衛生費1項2目健康推進費で、12節委託料は、法定予防接種であります子宮頸がんワクチンが本年4月より接種勧奨が再開されたことを受け、中学校1年生から高校3年生までの対象者102名のうちおおよそ半数の50名の接種を想定し、これに係る予防接種業務委託料260万7千円を追加。

18節負担金補助及び交付金は、同じく子宮頸がんワクチン接種に係り、接種計画勧奨対象外となった平成9年度から平成16年度生まれの方に対して、過去に自己負担で接種した費用の償還払いと今後接種する場合の費用助成を行うこととして、子宮頸がんワクチン接種費助成金86万9千円を追加計上するものです。

次のページになります。

3目母子衛生費は、22節償還金利子及び割引料で、令和2年度母子保健衛生費国庫補助金の額の確定がなされ、今年3月31日付で通知を受けた超過公布分の返還金6万2千円を国・道支出金返還金に追加計上するものでございます。

5目環境衛生費14節工事請負費は、昨年12月の暴風により破損したリサイクルセンターのシャッター補強を行うこととして、令和4年度当初予算においてこの所要額を計上させていただいておりますが、4月24日発生の強風により、同じ箇所が再び破損したことから、抜本的な解決が必要であると判断し、西側シャッターをオーバースライダー型へ変更、その他のシャッターについては中柱の補強に合わせて脱着式のシャッターガードを取り付けることなどの工事を行うこととして、リサイクルセンター施設改修工事請負費209万円を追加計上するものでございます。

次に、7目新型コロナウイルス感染症対策費ですが、主要施策調べ4ページ、中段から下段になります。

まず、町内経済活性化事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業でございまして、原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰の影響を受けている町民1人につき1万円の商品券を配布することで、生活基盤の安定と町内経済の活性化を図ることを目的として実施するものでございます。

事務費を加えた事業費といたしまして、12節に町内経済活性化事業業務委託料4,720万円を計上するものです。

次に、国の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業では、住民税非課税世帯等の世帯に対し10万円を計上、これに係る事務費では、10節需用費、11節役務費のうち15万3千円に、12節非課税世帯等臨時特別給付金事業、システム改修業務委託料合わせた50万円、事業費では18節負担金補助及び交付金に非課税世帯等臨時特別給付金のうち国の制度対象者分として900万円追加計上するものです。

次に、ただいま御説明申し上げました国の給付制度から対象外となった世帯に対し、町独自事業として、1世帯当たり10万円を給付、これに係る事務費では、10節需用費、11節役務費のうち9千円を計上、事業費では、18節負担金補助及び交付金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金のうち、町費単独分100万円を追加計上するものでございます。

次に、原油価格高騰対策事業は、地方創生臨時交付金を活用する事業でございます。原油高騰の影響を大きく受ける農業、交通事業に対する補助としてJAこしみずに500万円、網走バスに100万円、網走ハイヤーに30万円、合わせて630万円を追加計上するものでございます。

次に、国の子育て世帯生活支援特別給付事業としまして、住民税非課税世帯等の世帯に対し、0歳から18歳以下の児童1人につき5万円、北海道が独自で行う同事業1万円を加算した6万円を給付するもので、これに係る事務費では、10節需用費、11節役務費のうち6万円を計上。事業費では、18節負担金補助及び交付金、子育て世帯生活支援特別給付金192万円を追加計上するものです。

次に、8目新型コロナウイルスワクチン接種費は、3回目接種を終えた60歳以上の方、18歳から59歳で基礎疾患をお持ちの方などを対象とした4回目の追加接種に係る事業費として、11節備品費及び12節ではワクチン接種予約受付業務委託料及び健康管理システム改修業務委託料の計844万9千円を事務費として計上。

事業費では、12節委託料、ワクチン接種業務委託料に455万4千円を追加、また、接種業務を円滑に行うことができるよう、体制整備分としまして、ワクチン集団接種体制に必要な医療スタッフの確保など、ワクチン接種体制確保業務委託料400万円、接種会場までの移動手段的確保としてワクチン接種交通確保業務委託料30万円の計430万円を追加計上するものです。

次のページになります。

主要施策調べは7ページでございます。

6款農林水産業費1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金ガストロノミー推進事業費補助金は、オホーツク地域におけるガストロノミーの推進と地域活性化に向けた統一的な戦略の創出、継続的な支援体制の構築を目的として、オホーツク総合振興局、網走開発建設部、東京農業大学生物産業学部などにより、オホーツクガストロノミー推進協議会が組織されたところでございまして、当協議会が進める事業として、オホーツクの主要農産物である小麦やもち麦に着目し、本町を舞台に、麦のある農業・農村空間の魅力を地域内外へ周知・認知を推進するとしてした事業に対して、総事業費のおおよそ3割を負担することとして、60万円を追加計上するものです。

次に、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業費補助金は、持続可能な畑作産地形成に向けた生産技術・作付体系導入支援として行う省力作業機械等の導入や、バレイショ病害虫抵抗性品種等の導入などに対する補助金3,419万3千円追加計上するものです。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費17節備品購入費は、公立学校情報機器整備補助事業を活用するもので、学級数の増加に伴い、新たに電子黒板を1台整備することとして、備品購入費83万2千円を追加。

2目教育振興費の8節旅費は、小学校支援員1名が通勤対象者となったことに伴い費用弁償15万1千円を追加。

次の3項中学校費1目学校管理費17節備品購入費は、小学校費同様に、国の補助事業を活用するもので、リモート授業用のカメラ2台を整備することとして、備品購入費34万3千円を追加計上するものです。

次に、歳入予算ですが、6ページにお戻りください。

14款国庫支出金1項2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫負担といたしまして455万4千円を追加。

2項1目総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に対応する戸籍情報システムの改修に係る国庫補助626万5千円、個人番号カード交付事務費補助金は、マイナポータル用端末の利用料に係る国庫補助25万9千円、いずれも歳出同額を追加計上するものでございます。

次の地方スポーツ振興費補助金は、運動・スポーツ習慣化促進事業に係る国庫補助としまして、1千万を追加。

2目民生費国庫補助金は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費に係る補助金950万円を追加、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る交付金166万円を追加計上、3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に係る補助金4,999万9千円計上新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る補助金1,244万9千円を追加。

6目教育費国庫補助金は、公立学校情報機器整備に係る補助金27万円追加計上するものです。次のページになります。

15款道支出金2項2目民生費補助金は、子育て世帯生活支援特別給付金事業の北海道単独実施分に係る交付金で、歳出同額の32万円を追加計上。

4目農林水産業費道補助金は、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金として歳出同額の3,419万3千円を追加計上するものです。

19款繰越金は、財源調整分といたしまして、前年度繰越金2,742万4千円を追加計上し、20款諸収入3項6目地方公共団体情報システム機構支出金は、行政手続オンライン化業務に係る財源として308万8千円を追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）次に、牧野町民生生活課長。

○町民生生活課長（牧野尚樹君）続きまして、議案第39号、令和4年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

議案書では52ページになります。

また、別冊の補正予算書の14ページを御覧ください。

歳入歳出の予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ250万円を追加し、予算の総額を8億7,003万8千円とするものでございます。

本補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症関連対策として特例的・時限的な措置であります傷病手当金の国の財政支援となる対象期間が本年9月30日までと延長されたことによる傷病手当金を追加する計上するものでございます。

19ページをお開きください。

まず、歳出予算の補正ですが、期間の延長に伴いまして、その支給に備え、2款1項保険給付費6目傷病手当金250万円追加。

補正予算書17ページに戻りまして、歳入ですが、傷病手当金の支給財源は全て国の負担によるものでございますが、この事業の都道府県化による財政運営主体の北海道より交付されることから、2款1項道補助金1目保険給付費等交付金の特別交付金として歳出同額の250万円を追加するものです。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第38号、令和4年度小清水町一般会計補正予算（第1号）について、質疑を受けます。

6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）6番。主要施策調べのほうで、一般管理費、行政手続オンライン化構築業務の子育て関係15手続、介護関係11手続の内容についてお示し願いたいのと、もう一つ下段の運動スポーツ習慣化促進事業の促進業務一式の中身について、報償費ということがありますが、一式の中身についてお示しいただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）今御質問がありました行政手続オンライン化の業務内容について回答させていただきたいと思います。

まず、子育て関係の15手続でございますが、児童手当等の受給資格及び児童手当の額につい

での認定請求、そのほか受給事由の消滅の届出、児童手当に係る寄附変更等の申出など、15項目となっております。

介護関係の11手続でございますが、要介護、要支援認定の申請のほか、10手続が行われるといった形になってございます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）2点目、運動スポーツ習慣化促進事業の一式について、御説明させていただきますと思います。

運動スポーツ習慣化事業につきましては、今日議決をいただいた後スタートをする予定でございまして、来年の2月末まで、測定会、体験会、あとは職場で健康づくりといったプログラムの実施、それからウォーキングチャレンジ等の実施費用等々、チラシ、販促の部分も含めまして、一式として表示をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）6番。今、スポーツ習慣化促進事業の中で、2月までの様々なチラシの作成も含めて入っているところで、報償費は幾らですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）報償費は、実行委員会を組織してございまして、その方に対する費用弁償として予算計上を別にさせていただきます。ページでいいますと予算書の9ページになりますが、この25万7千円、全てが費用弁償というふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）3番。企画広報費の17番、18番の賑わい空間の運営事業費の補助の振り替えですか、これ。それで、当初の計画では、機器を全部買い取るという計画ですね、これでいくと。それが、これでいくと補助金に変わって、全額そっちに回すということですね。機器を買い取った金額とその後を含めた運営と同じ金額になるようなあれなんですか、これ。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）お答えしたいと思います。

先ほど御説明が足りなかったかもしれませんが、当初予算編成時においては、地方創生推進交付金の計画を内閣府に提出してございました。そのときはまだ事業採択がなされておりませんので、町が購入するというので、その裏の財源に基金を充当するという予算建てをしていたところでございます。

予算編成後に事業採択がございまして、先ほどもちょっと説明させていただいたんですが、機器を購入して、その後、例えば10年経過すると、また機器を購入しないといけない。その購入をするときに、町が買うのかNPOが減価償却費を積み立ててNPOとして購入するのかといった部分を採択後に再検討をしたところでございます。

先ほどの説明にもさせていただきましたが、運営主体の今後の経営を考えたときに、しっかりNPO法人で運営管理していただくために減価償却費を積み立てて、次回の更新のときにNPOの独自の力で更新をしていただきたいという思いでこの金額を同額振替させていただいてございます。これから議決を経てからNPO側が機器を買うことになるかと思いますが、運営の主体の中で見積もり合わせ等々をしていくものだと思いますので、金額の差異が出た場合については、町

と相談しながら清算手続に入るといような形で考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）次に、新型コロナウイルス感染症対策で、6回目の商品券の配付がありますけれども、過去5回の実績というんですか、商品券の使用率というんですか。そういうのが分かれば、出ます、今。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）お答えいたします。

過去、第5回商品券の交付のほうの事業を行っております。第1弾といたしましては、実績のほうは3,351万4千円ということで、券の使用率でいきますと97.39です。第2弾、こちらにつきましては97.9、第3弾につきましては、98.51、第4弾につきましては98.7となっております、第5弾につきましては本年の4月18日より交付をいたしております、まだ進行形ということになっております。

ただ、5月末の段階の報告では、もう既にほぼ50%程度の執行率というふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。はいどうぞ。

○3番（瓜田新一君）3番です。次に、同じく対策の事業費の中で、燃料高騰の関係で、網走ハイヤーに対する補助もありますけれども、実態として私も聞いている話ですと、非常に使いづらくなってきたと。台数の制限、減らしているのか、ちょっと私今定かでないですけれども、時間の制限だとか日曜日の制限だとかいろいろ制限があつて、非常に使いづらく、混んでいてなかなか予定の時間に来てくれないとか。

それで、今後こういう状況というのは、使用というのは増えてくると思うんです、高齢者の関係だとか免許証の返納の関係だとかで。それで、その辺を将来的に、どういうふうにこれを考えていくのか。今は当然燃料が上がって補助していくのはいいんですけれども、将来的にこの交通手段というんですか、この辺をどういうふうに考えているんですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

ハイヤーさんについては、ちょっと前までは5人の運転手がいまして、そんなことから、m o b iの実証実験であるとか今後の公共交通の在り方についても、一番町民の皆様が望むのはドアツードア、やっぱりタクシーである、ハイヤーであるということはもう分かっております。

そういうことから、m o b iの実証実験を含めて、今後の在り方を実は検証しようという段階ではおりました。

その後、今現状としては運転手さんが2名ということで、なかなか運行が厳しいという状況にございます。

5月くらいまでは網走市の本社のほうから1名の応援の方が来たりとか、今でも土曜日、日曜日の予約が入った場合については網走から応援に来ていただいているということでございますが、基本的に小清水の営業所には今現在2名しかおられませんので、そういった中でいろんな制限が出てきているというのは事実であります。ですので、電話をしてもなかなか来てくれないであるとか、基本的には日曜日は運休、営業をしておりませんで、大変な御不便をかけているということは認識をしているところでございます。

この辺、当然、ハイヤーさんともお話はさせていただいております、当然、ハイヤーさんとしても従業員確保、運転手の確保については努力をしますということでお話をいただいております。

すので、次の従業員さんが確保されるまでについては、網走市本店のお力添えもいただきながら動かすしかないというのが現状でございます。

ただし、町としても大変重要な公共交通機関の一つでありますので、その辺、ハイヤーさん、網走バスも含めてということになりますけれども、いろんな意見交換をしながら、小清水町の公共交通の在り方については検討していきたいというふうに思っております。

そういったことで、すごく今いろいろ御不便をかけていると思いますけれども、鋭意、会社としても努力はされているというふうに認識をしておりますので、御理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）3番。最後なんですけれども、いろいろ補助金というんですか、子育てだとかそんな関係で、限られた予算の中でやるからどこかで区切らんきゃならんのはわかるんですけども、見てきますと一律、非課税世帯です。それで、課税世帯の中でも一生懸命働いて何とかやりくりしながら税金を払って、それで専門学校であるとか大学にやっているとかがというのは、中身はちょっと分からないですけども、非課税世帯よりも苦しい家庭は、そういったら切りはないんですけども、あるところもあると思うんですけども、これ一律非課税世帯と区切っちゃうと大変かなという思いもあるんです。まあどこかで線は引かんきゃならんのはわかるんですけども。

今後、またこういう機会があるとすれば、その辺もひっくるめて、一時やったら、大学、専門学校だとかその辺もひっくるめてそういうことを検討してほしいなと思うんですけども。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）事業としては、基本的には国がやる事業、道がやる事業、町がやる事業とあります。の中で、やはり一つの制限というのは、どうしても非課税世帯というやり方が、国がやってくることかなというふうに思っております。私どもも決してそれが公平性があるのかというと、なかなか個々に見ていくと、瓜田議員おっしゃるとおり、実は、余力はあるけれども非課税になっているだとか、本当はもっと苦しいところで頑張っているところもあるんだとか、そういうのが実態としてはあります。

です。町単独でやっている事業、これは商品券の扱いもそうでありまして、学生さんの暮らしの応援事業とかもそうでありまして、一切そういう所得制限は設けておりません。私の考え方としても、やっぱりそこはそれぞれ個々に見ていくと、何が一番公平だろうといったときには、今コロナ禍、物価の高騰、燃油価格の高騰もそうでありまして、影響を受けているのは全ての町民だということを思っていますので、町単独でやるものについては、そういう非課税云々ということは、当然事務の煩雑さから考えても、そこは、私としては避けている状況であります。

ただ、やはりこれ国の制度でやってくるものについては、どうしてもそこに従ってやるしかないもんですから、一部は町単独で非課税以外の方についても町が上乘せして御支援をしているという部分があるんですけども、基本的には国・道の考え方は、どこかで制限を引く場合についてはそういう非課税ということはどうしても使わざるを得ないということをお断りいただければと思っております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）8番。補正予算書の10ページの2款2項のシステム改修事業の関係だったんですけど、これって1回きりでシステムが何年かしてまた変えると思うんですけども、これ今回1回きりの予算なのか確認したいんですけども、お願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）お答えさせていただきます。

地方税共通納税システム改修事業のほうでよろしいですか。これは先ほども御説明させていただきましたが、国のほうで来年の固定資産税、それから軽自動車税についてはQRコードをつきなさいということになりまして、今はこの2税だけなんですけど、これ以降に違う税目が追加される場合があります。その場合についてはもう一回改修というような形でございます。

基本的には、システムが変わるとまた改修費用が発生するという事なんですけど、先ほどお話のあったとおり、標準化システム、国のシステムを使いますので、基本的には国費が全額充当されるということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）次のページの11ページの関係だったんですけども、リサイクルセンターのシャッターの件だったんですけども、何回も壊れたりとか、あれなんですけれども、使っている環境でオーバースライダーにしないと駄目なのか、根本的に横ドアに変えたほうがいいのかなのか。でもやっぱり200万円かけてオーバースライダーなんですけど、その辺の検討があったのか、教えてください。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

牧野町民生活課長。

○町民生活課長（牧野尚樹君）昨年12月に1度目の被害が起きまして、そのときは原状復旧という形で修繕をさせていただいております。

今年の4月24日、暴風注意報が出ておりまして、最大瞬間風速、その日最高が24メートル程度ございました。そのときにまた再度被災があったものですから、同じ箇所が再度被災となっております。

ので、今回、先ほど石丸課長からも説明があったように、後ろにロックをかけるバーを設置する予定だったんですけど、同じ箇所が2度、半年もたたないうちに来ましたので、その部分だけは根本的に直す方法で検討させていただいております。

また、そのほかのシャッターの部分につきましても、一部シャッターの板が外れたりもしましたので、その部分は中柱がありますので、そちらも修繕が、あったほうがいいということで、シャッターの専門家も交えてちょっと協議をさせていただいて、追加の補正予算という形で検討させていただいた結果です。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）8番。聞いているのは、シャッターじゃないと駄目なのか。横ドアのほう安全じゃないのかなという気もしたんです。シャッターだとどうしても何年かすると風でゆがんで、また、オーバースライダーにした部分は丈夫でいいね。次弱ってくると思うんです。骨は大丈夫だよって。でも元が悪い。また同じような事故や故障が起きるんじゃないかなと思ったんですけども、それはもうシャッターで決まりですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）専門業者と相談しながら、どこまでの風力という部分もあるんですけど、意外と今回の春も簡単に壊れてしましまして、私としては、やはり労災といいながらも人が1人亡くなっておりますので、そこはもう二度ということで、このようなオーバースライダーでやらせてほしいということをお提案させていただいております。

確かに、横のスライドドアという部分もあるのかもしれませんが、その検討は現実的にはしておりません。シャッターの専門家の御意見もいただきながら、オーバースライダーだったらも

つでしょうということでもあります。あと柱の補強であるとかいうことです。

後は、基本的には風対策をどうするかだと思っていますので、今言っているのは植樹、木を植えるだとか、基本的にあの場をリサイクルセンターにしておくのであれば、そこまで考えていかないと駄目ではないかなというふうに思っております、木は植えてもすぐ育つわけではないんですけれども、そういうようなこともちょっと検討しながら、二度とそのようなことがないように進めていきたいというふうに思っております、その一つの手法が今回の御提案ということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）8番。今、木を植えるということだったんですけれども、余り風を止めると除雪に今度困るんで、除雪をするのに高くすると雪を捨てれないとか、弊害が出てくる検討とかもしていただけるんですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）いろいろな考え方はあると思いますが、その辺も当然雪の処理も、北海道でありますからやらなきゃいけませんので、その辺、技術的なものも含めて検討していきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）ちょっと中途半端なんですけれども、実はもう間もなくあと5分で2時になるということなんで、ちょっと暫時休憩をいたします。

休憩 午後1時55分

再開 午後2時05分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続きまして本会議を再開いたします。

引き続き、質疑を受けたいと思います。ほかに。——ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）それでは、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第38号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第38号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号、令和4年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第39号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第39号、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号 乃至 議案第42号

○議長（坂田秀昭君）日程第25、議案第40号ないし日程第27、議案第42号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第40号ないし議案第42号について、一括して御説明いたします。

議案書53ページからとなります。また、配付しております新旧対照表も併せて御覧願います。

規約を変更する3組合につきましては、いずれも本町が加入している組合でございます。改正内容といたしましては、3組合ともに、新たに加入する団体が生じたことによる改正でございます。

新たに加入する団体は、本年4月1日に設立された上川中部福祉事務組合でございます。議案第40号、北海道市町村総合事務組合規約の変更につきましては、同規約の別表1及び別表2に、議案第41号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については同規約の別表（2）中、一部事務組合及び広域連合の表に、議案第42号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についても同規約別表第1に同団体を加えるものでございます。

附則の施行期日につきましては、各市町村の議会議決後に北海道知事もしくは総務大臣の許可が必要になることから、議案第40号は、北海道知事の許可の日から、議案第41号及び第42号の規約は総務大臣の許可の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第40号ないし議案第42号、3件を一括して採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第40号及び議案第41号並びに議案第42号、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号

○議長（坂田秀昭君）日程第28、議案第43号、ネットワーク環境整備備品購入事業に係る契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）ただいま上程されました議案第43号、ネットワーク環境整備備品購入事業に係る契約の締結について、御説明申し上げます。

議案56ページと資料の見積合わせ及び契約状況表を御覧願います。

本件につきましては、現行のネットワーク環境との調整が必要であることから、現行のネットワーク環境保守業者である株式会社エイチ・アイ・ディと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約することとし、令和4年6月3日見積合わせを行ったところで

あります。

見積合わせにおいて、資料のほうに記載のとおり、1,546万9,400円、消費税込み1,701万6,340円の見積もりが提出され、予算の範囲内でありましたので、この契約につきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

4番、森浩議員。

○4番（森浩君）契約事項となっており、普通は競争入札になるんですけども、これは随意契約になったということは、どういういきさつでこうなったのか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）お答えさせていただきたいと思います。

先ほど建設課長の説明の中にもありましたが、本町の今パソコン環境のネットワーク環境を整備していただいているエイチ・アイ・ディさん、こちらとその環境を使うということなので、他の業者である場合については他の業者が不利となりますので、エイチ・アイ・ディさんと随意契約をさせていただいて、ネットワーク整備をするという形になってございます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。4番、森浩議員。

○4番（森浩君）少なくともこれはこういう機器類の契約事項については、以後、ずっと随意契約でいってしまうという形になるんですね。これ1回ぽっきりじゃないと思うんです。また何年後か、そういうときになったときには、同じような随意契約で契約をするという形になるわけですね。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）お答えさせていただきたいと思います。

パソコンを単純に購入する場合については競争入札を行う形になると思います。

今回については、シンクライアントという形で、今の現状のネットワークを活用したパソコンの構築をしますので、随意契約という形でさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。——よろしいですか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第43号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第43号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上をもちまして本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたします。

これをもって、令和4年第3回町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

(午後2時15分)